令和4年7月26日 財務 省

令和4年度 予算執行調査の調査結果の概要 (7月公表分)

- 〇本年度の予算執行調査については、3月25日に39件の調査事案を公表。
- ○今般、このうち、調査の終了した34件の調査結果を公表。
- 〇必要性、有効性、効率性の観点から調査を実施し、今後の改善点、検 討の方向性を指摘。
- 〇これらの調査結果については、各府省に対し令和5年度予算の概算要 求や今後の予算執行に確実に反映するよう要請。
- ○残りの調査事案については、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘 案しつつ、引き続き調査を行い、調査が終了次第、公表する予定。

(参考)

予算執行調査とは、財務省主計局の予算担当職員や日常的に予算執行の現場に接する機会の多い財務局職員が、予算執行の実態を調査して改善すべき点を指摘し、予算の見直しや執行の効率化等につなげていく取組です。

令和4年度 予算執行調査事案一覧

<調査結果を公表する事案(34件)>

			指摘内容(注1)		フォロー			取りまとめ			
No.	府省名	調 査 事 案 名	① 必要性	② 有効性	③ 効率性	アップ調査	調1	主体	財務		特別会計
1		アイヌ政策推進交付金	273(1	0	W-II	(注2)	 共	(注3) 同	北海	■■	(注4)
2	復 興 庁	住まいの復興給付金による被災者住宅再建支援対策事業			0		本	省			※ 1
3	総 務 省	マイナンバーカード交付事務費補助金		0	0		本	省			
4	総 務 省	地域経済循環創造事業交付金(分散型エネルギーインフラプロジェクト)		0	0		財	務局	関	東	
5	法 務 省	刑事施設等の施設整備		0	0		本	省			
6	外 務 省	国際機関幹部職員増強拠出金		0	0		本	省			
7	外 務 省	世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)拠出金		0	0		本	省			
8	財 務 省	多重債務者相談窓口経費			0		本	省			
9	文 部 科 学 省	地域学校協働活動推進事業			0		共	同	近	畿	
10	文 部 科 学 省	日本留学海外拠点連携推進事業	0	0	0		本	省			
11	文 部 科 学 省	博士課程学生への経済的支援			0		本	省			
12	文 部 科 学 省	国際宇宙ステーション			0		本	省			
13	文 部 科 学 省	体育・スポーツ施設整備			0		本	省			
14	厚生労働省	働き方改革推進支援助成金		0			本	省			 2
15	厚生労働省	保育所等におけるICT化推進等事業		0	0		共	同	東	北	
16	厚生労働省	障害福祉サービス等(就労継続支援A型)		0			本	省			
17	厚生労働省	保険者機能強化推進交付金·介護保険保険者努力支援交付金		0	0		共	同	九	州	
18	厚生労働省	国民健康保険保険者努力支援交付金		0			共	同	北	陸	
19	厚生労働省	高額医療費負担金	0				本	省			
20	農林水産省	環境負荷軽減型酪農経営支援		0	0		本	省			
21	農林水産省	農地利用最適化関連事業		0			本	省			
22	農林水産省	多面的機能支払交付金		0	0	27 年 度 29 年 度	共	同	東	海	
23	農林水産省	水産資源調査·評価推進事業		0	0		本	省			
26	国土交通省	建設業の生産性向上			0		本	省			
28	国土交通省環 境 省	耐震·環境不動産支援基金		0			本	省			
29	国土交通省	河川敷地の民間活用			0		本	省			
30	国土交通省	道路メンテナンスにおける新技術等の活用		0	0		本	省			
31	国土交通省	地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車の普及促進事業	0	0	0		本	省			
32	国土交通省	空港の維持管理における新技術の導入		0			本	省			% 3
33	国土交通省	国土地理院におけるDX(デジタルトランスフォーメーション)の取組		0	0		本	省			
34	環 境 省	自然公園等事業費等			0		共	同	近	畿	
35	防 衛 省	中期防衛力整備計画(平成31年度~平成35年度)に基づく装備品の 運用停止・プロジェクトの見直し状況			0		本	省			
36	防 衛 省	情報システムの経費		0	0		本	省			
37	防 衛 省	自衛隊施設整備へのPFI手法の導入状況		0	0		共	同	東	海	
		合 計	3	23	26						

(注1)指摘内容の分類は以下のとおり。

- 17日前回2年ペンガスは&インとの7。 ①・事業等の必要性(事業等の目的が国民や社会のニーズに合致しているか、また、国の関与の必要性があるか等)について検証を行い、事業等の全部又は一部の廃止を含めた見直しや、より有効な実施方法等への見直しを求めた事案。
- ②:事業等の有効性(事業等の目的や目標に照らして、どのような効果が生み出されたか等)について検証を行い、事業等の全部又は一部の廃止を含めた見直しや、より有効な実施方法等への見直しを求めた事案。
- ③:事業等の効率性(必要な効果がより少ない資源量で得られるものが他にないか等)について検証を行い、単価設定や実施方法等の見直しを求めた事案。
- (注2)「フォローアップ調査」: 前回調査の指摘事項の改善状況等を確認する調査。前回調査実施年度を掲載。
- (注3)「本省」: 本省調査(財務省主計局の予算担当職員が実施する調査)

「財務局」: 財務局調査(財務局職員が実施する調査)

「共同」:共同調査(財務省主計局の予算担当職員と財務局職員が共同で実施する調査)

(注4)※1は「東日本大震災復興特別会計」、※2は「労働保険特別会計」、※3は「自動車安全特別会計」である。

(3) マイナンバーカード交付事務費補助金(総務省:一般会計)

調査事案の概要

市区町村に対し、マイナンバーカードの交付事務に必要な経費を補助するもの(補助率10/10(一部補助単価に上限あり))。

【調査対象】総務本省及び自治体60先(※)ヘアンケート調査を実施。

(※) 「マイナンバーカード交付状況(令和4年4月1日現在)」(総務省HP)において、マイナンバーカード交付率が下記要件に該当する自治体 「政令指定都市」及び「特別区」:それぞれの上位及び下位各5団体。「中核市」及び「その他の市(人口10万人未満の自治体を除く)」:それぞれの上位及び下位各10団体

【調査対象予算額】令和3年度:59,262百万円 (参考 令和4年度:61,610百万円)

調査結果

(1) 自治体に対する調査

- カード交付率上位の自治体は普及促進策を積極的に実施
- ・ 交付率上位の自治体は、カードを活用した独自の行政サービス等の導入 (図書館の利用カードとしての利用等)、周知・広報の工夫(自治体SNS やラジオ広告等)、申請受付体制の整備等を、交付率下位の自治体より積 極的に実施。
- 普及促進の課題として「カードの利便性向上」を挙げた自治体が最多
- 過半の自治体が普及促進の課題として「カードの利便性向上」を指摘。

【表】自治体の意見抜粋「マイナンバーカードの普及促進に向けた課題」

課題	意見				
	マイナンバーカード利活用の幅が少なく、マイナンバーカードに興味を持っていない市民に対し取得するメリットを伝えられない。				
カードの利便性向上	カード本来の目的は、デジタル・ガバメントや社会全体のデジタル化の実現である。取得ばかりに専念してもカードの普及には限界が来るので、利便性向上に向けたシステムづくり、そして広報を進めていき、取得から利用へとつなげることが重要であると考える。				
周知・広報活動の強化	マイナンバーカードのメリットやカード取得後の実現する社会が未取得者へ浸透していない。 カード取得後のメリットや社会の未来像などを継続して周知・広報していくことが課題。				
申請・交付手続の簡素化等	マイナンバーカードは公的な本人確認書類となり、オンラインでいろいろな手続が可能であるため、申請、交付、更新などの手続の厳格さが必要であり、市民や職員の負担となっている。				
セキュリティ面に不信感を 持つ住民への対応	マイナンバーカードのセキュリティ対策を伝えても情報漏洩を危惧し申請に結び付かない。				

(2) 総務省に対する調査

- カード交付率が低調な小規模自治体への支援に課題
- 総務省は、大規模団体に対し申請促進の取組や課題を直接聴取。また、 普及促進の先進事例を集約し全国の自治体に共有。
- しかし、カード交付率が低調な小規模自治体については、各都道府県を通じた事情聴取にとどまっている。

今後の改善点・検討の方向性

- (1) 自治体に対する調査
- 本補助金を活用した取組は、カードの普及が 進まない要因(利便性が不足、申請手続が面倒 等)の打開に資するものであり、<u>交付率が低い</u> 自治体も、他の自治体の取組も参考としつつ、 普及促進に向けた取組を加速することが望まれ る。
- 〇 カードの普及に向けた課題として、多数の自治体が「カードの利便性向上」等を指摘している。このため、本補助金を活用した自治体の申請・交付体制の強化を図るのみならず、政府全体としてカードの利便性向上等をできる限り早急に図るべきではないか。

(2) 総務省に対する調査

○ 総務省は、カードの交付率が顕著に低い自治体に対し、都道府県と連携しつつ、その普及促進策の取組状況や課題を把握・検証し、助言を随時行うなど、重点的に支援する仕組みを導入すべきではないか。



調査事案の概要

博士課程学生への経済的支援については、閣議決定において、年間180万円以上の生活費相当額を受給する博士課程学生を従来の3倍に増加するとされ、令和3年度から大幅に拡充された。国の5つの支援事業について、それぞれの執行機関等が異なる中で学生ごとの経済的支援の受給状況を一元的に把握する体制が構築できているか、できるだけ多くの学生を支援するという閣議決定の目標に鑑みて重複受給について何らかの調整を行うべきではないか、という観点から調査を行った。

【調査対象予算額】令和3年度:19,239百万円 ほか

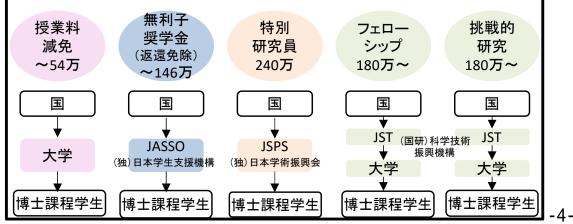
(参考 令和 4 年度: 21,093百万円)

調査結果

〇 経済的支援の受給状況を一元的に把握する体制が未整備

- ・ 利用学生数の多い7大学に調査を行った結果、現在、<u>受給状</u> <u>況を一元的に把握する体制は構築できていないことが分かった</u>。
- 受給者の約4割は複数の支援を重複して受給
- 調査総数19,524人(注)のうち、いずれかの支援を受給している博士課程学生は8,996人。このうち3,570人(受給者の約4割)は、複数の支援を重複して受給している。
 - (注)調査対象には社会人学生を含む。
- ・ そのうち93人は3つの支援を重複して受給しており、<u>支援額</u> が400万円を超える者も存在している。

【図1】博士課程学生への経済的支援の資金の流れ(イメージ)



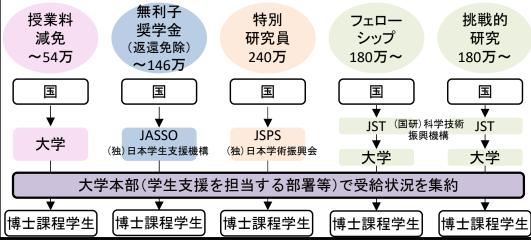
今後の改善点・検討の方向性

- 1.経済的支援の受給状況を一元的に把握する体制について 各大学の本部(学生支援を担当する部署等)において、 支援の受給状況を一元的に把握する体制を構築すべき。
- 2.複数の支援の重複受給について

各大学の本部において、<u>他の経済的支援の受給状況を</u> <u>勘案しながら、各経済的支援への推薦等を実施すべき</u>。 実質的には給付に相当する無利子奨学金の返還免除は、

フェローシップ事業等との<u>重複を原則として認めず、できるだけ多くの学生に支援が行き渡るようにすべき</u>。

【図2】博士課程学生への経済的支援の受給状況の把握 (イメージ)



(19) 高額医療費負担金(厚生労働省:一般会計)

調査事案の概要

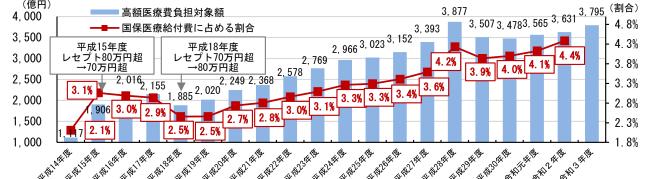
高額な医療費(1件80万円超)が発生した場合の国民健康保険財政の影響を緩和するため、「国民健康保険法」第70条第3項に基づき、高額医療費負担金として、国と都道府県が高額医療費負担対象額の1/4ずつを負担している。本調査において高額医療費負担金の見直しについて検討を行う。

【調査対象予算額】令和3年度:95.153百万円 ほか(参考 令和4年度:92.049百万円)

調査結果

- <u>) 高額医療費負担対象額の国保医療給付費に占める割合は年々増加して</u> <u>いるにもかかわらず、平成18年度以来見直しが行われていない</u>。<u>見直し</u> を行った平成18年度と比べると、その割合は2倍近くまで増加している。
- ◆「国民健康保険法」第70条第3項 国は、第一項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、<u>都道府県に対し、**被保険者に係る全ての医療に関 する給付に要する費用の額に対する高額な医療に関する給付に要する費用の割合等を勘案して**、国民健康保険の財政 に与える影響が著しい医療に関する給付として政令で定めるところにより算定する額以上の医療に関する給付に要す <u>る費用の合計額</u>(**=高額医療費負担対象額**)**の四分の一に相当する額を負担**する。</u>

【図】高額医療費負担対象額及び国保医療給付費に占める割合の推移 (億円) キャスト サストリスキス



<u>〇 高額医療費の発生による市町村への影響は限定的である</u>。

(平成30年度の国保の都道府県化による国保財政の安定化)

- 市町村が給付に要する費用は都道府県から交付
 - →当該年度の市町村の国保財政には影響を与えない
- 都道府県内保険料水準の統一に向けた取組
 - →統一がなされれば、高額医療費の影響は完全に取り除かれる
- ・ 納付金の算定方法による配慮
 - (3年平均の医療費指数の使用、二次医療圏等での高額医療費の共同負担の仕組み)
- →高額医療費による影響を最小限に抑えることができる

今後の改善点・検討の方向性

- 高額医療費負担金については、現行法に 規定された国保医療給付費に占める高額医 療費負担対象額の割合の増加や都道府県化 による国保財政の安定化を踏まえ、平成18 年度の割合(2.5%)を大きく下回るよう、 対象となるレセプトの金額基準の引上げを 速やかに実施し、予算規模を大幅に縮減す べき。
- 現在、取組を進めている保険料水準の統一により、高額医療費による影響は完全に取り除かれることとなる。達成時期を区切るなど、統一に向けた取組を加速化すべきであるが、依然統一されていない都道府県においても、納付金の算定に当たって3年平均の医療費が使用されていることや、高額医療費の共同負担を可能としていることなどから、高額医療費による影響を最小限に抑えることができる。
- 高額医療費負担金が果たす機能は現時点においても極めて限定的であり、いずれその役割を終えることは明らかである。国保運営の予見可能性を高めるためにも、廃止に向けた道筋を工程化すべきである。

調査事案の概要

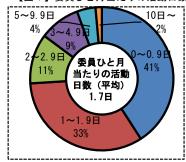
国(農林水産省)は、農業委員会交付金(委員の基本報酬や、農業委員会事務局の職員設置等に要する経費について交付)、農地利用最適化交付金 (委員の最適化活動等の実績に応じて交付)により、農地利用の最適化に取り組む農業委員会を支援している。

【調査対象予算額】令和3年度:10,475百万円 ほか(参考 令和4年度:10,398百万円)

調査結果

○ 農業委員会による農地利用の最適化活動が積極的に行われていない

- ・ 農業委員会を無作為に抽出し農地利用の最適化活動日数を調査。農業委員と農地利用最適化推進委員(推進委員) 1人のひと月当たりの平均活動日数は1.7日、同活動日数が1日に満たない委員会が41%あった。【図1】_{【図1】委員ひと月当たりの活動日数【表1】委員1人当たりの月平均交付金}
- ・ 最適化交付金の 委員1人当たりの 月平均交付額は、 同活動日数が1日 未満であっても0.9 万円となっている。 【表1】
- ※農業委員会交付金 と市町村財源による 基礎的な報酬分を除く。



委	員1人のひと月当たりの 活動日数	委員会数	最適化交付金の 委員 1 人当たりの月平均 交付額
-	1日未満(0日除く)	43	0.9万円
	1日以上~2日未満	41	1.0万円
	2日以上~3日未満	14	1.6万円
	3日以上~5日未満	11	1.5万円
į	5日以上	8	1.7万円

○ 農業委員・推進委員の活動実績等の把握が十分になされていない

・ 活動実績の記録内容は、88%の農業委員会が、活動年月日、活動した場所、活動内容の分類のみの「おおよその活動内容」である一方、対応した農地の所在地・面積や、話し合い内容、活動による成果など「詳細な活動内容」を把握している農業委員会は12%にとどまる。

○ 地域の農業者の今後の農地利用に関する事前の意向把握が十分になされていない

- ・ 「農地法」に基づく遊休農地の利用意向調査に加え、農業委員会組織独自に意向把握を実施している。
 - 令和2年度には46%の農業委員会が実施している。
- ・ 実際に、意向把握の対象となった農家戸数は、平成30年度からの3年間の累積で47%であり、農 家戸数全体の約半数にとどまっている。

○ 新規就農・新規参入希望者の情報が、関係者間で随時共有されていない

- ・ 新規就農・新規参入希望者から農地の借入希望等の相談がある都度、個別に連絡をとっている農 業委員会は82%であった。
- ・ 一方、新規就農・新規参入希望者の情報(農地借入希望等)について、市町村担当部局と農業委員会との間で、各希望者の情報を随時共有するデータベースを有したり、定期的に情報を共有する 農業委員会は15%にとどまっている。

今後の改善点・検討の方向性

- 1. 農業委員会による農地利用の最適化活動について 農業委員会による積極的な最適化活動を促すため、委 員1人のひと月当たりの活動日数のおおよその目標を示 し、その達成状況を交付金の交付水準と連動させるべき。 また、相談を受けて都度活動する受け身の役割だけで なく、地域の農業者の意向確認など、地域の将来を見据 えて農業委員会として行うべきより積極的な活動を、具 体的に明確化し促すべき。
- 2. 農業委員・推進委員の活動実績等の把握について 適切に活動実績を記録・把握し、それを分析すること でより望ましい最適化活動へ改善を図るほか、最適化交 付金等によるインセンティブを適切に働かせるために、 各委員の負担に配慮しつつ、できるだけ詳細に活動内容 を把握し、農業委員会活動の「見える化」を徹底すべき。
- 3. 地域の農業者の今後の農地利用に関する事前の 意向把握について

農業委員・推進委員が、相談を受けた都度、農地の出 し手と受け手のマッチングを行うことは容易ではないた め、<u>農業委員会が地域の農業者の今後の農地利用に関す</u> る事前の意向把握を計画的に行うべき。

4. 新規就農・新規参入希望者の情報共有について 農地の出し手と受け手とのマッチングを幅広くかつタ イムリーに実施できるよう、農業委員会・市町村担当部 局・農地バンクの間でデータベースを構築し、随時情報 共有できる体制を整備すべき。